

令和6年9月27日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社椎名工務店（所在地 茨城県久慈郡大子町）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社椎名工務店	茨城県久慈郡大子町袋田2080-4

2. 指名停止措置期間

- 令和6年9月27日から令和6年11月26日まで（2カ月）
- 令和6年9月27日から令和6年12月26日まで（3カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

- 当該業者は、久慈川緊急治水対策河川事務所が発注した令和5年4月1日から令和6年3月29日までを工期とする公共工事に主任（監理）技術者として置いていた者を、茨城県大子町が発注した令和5年8月5日から令和6年3月25日までを工期とする公共工事において監理技術者として置き、これらの工期が重複する期間において、建設業法第26条第3項の規定に違反して工事現場ごとに専任の者を置かなかった。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年8月21日、茨城県知事から監督処分（指示）を受けた。
- 当該業者は、令和6年2月19日付けで久慈川緊急治水対策河川事務所発注の「R5久慈川南田気地先南田気橋下部工新設他工事」の契約締結を行ったが、令和6年9月5日に監理技術者の配置が不可能になったとして履行不能届を提出し、令和6年9月9日に契約を解除された。

5. 指名停止措置理由

- 有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして茨城県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第14号（建設業法違反行為）に該当する。
- 有資格業者である当該業者が、契約を解除されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内 1カ月以上9カ月以内
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内